

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における教育，研究，医療，社会貢献等（以下「教育研究等」という。）の活動において、円滑な大学運営に支障を生じることが想定される災害，各種の事故・事件など様々な危機に対し、総合的かつ体系的に適切な対処を行うため、危機管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局及び医学部附属病院（以下「附属病院」という。）をいう。
- (2) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。
- (3) 「役職員」とは、法人の役員及び国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）、国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（平成25年規則第24号）及び国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）の適用を受ける者をいう。
- (4) 「学生」とは、大分大学の学生（研究生，科目等履修生，特別聴講学生等を含む。），生徒，児童及び園児をいう。
- (5) 「関係者」とは、附属病院の患者，法人において業務を行うことが認められている者その他法人に所用のため来学する者をいう。
- (6) 「被害」とは、損害又は危害を受けること，又は受けた損害や危害をいう。
- (7) 「危機」とは、災害，テロ，重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により，役職員，学生及び関係者の生命若しくは身体又は法人の組織，財産若しくは名誉に被害が発生し，又は発生するおそれのある緊急の事態をいう。
- (8) 「災害」とは，暴風，竜巻，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発その他その及ぼす被害をいう。
- (9) 「テロ」とは，政治上その他の主義主張に基づき，社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し，又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。
- (10) 「重篤な感染症」とは，新型インフルエンザ等の致死率又は感染力が高い感染症をいう。
- (11) 「重大な事件又は事故」とは，法人の組織や運営にとって重大な影響を及ぼすおそれがあると一般的に認められるものをいう。
- (12) 「危機管理」とは，想定される危機に対する体制及び対応策を検討し，必要な措置を講ずるとともに，危機発生時においては，原因及び状況の把握・分析並びにその危機

によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

(13) 「災害復旧」とは、災害により失われた施設等を復旧させることをいう。

(学長等の責務)

第3条 学長は、法人における危機管理を統括する責任者として、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 理事は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 危機管理を総括して担当する理事を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

4 部局長は、当該部局における危機管理の責任者として、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 役職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(学長が不在の場合の措置)

第4条 学長が外国出張等により不在の場合及び学長に事故がある場合は、危機管理を総括して担当する理事が、前条第1項に規定する業務を代行する。

2 前項に定めるもののほか、前条第1項に規定する業務の代行に関し必要な事項は、別に定める。

(関係機関との連絡調整)

第5条 危機管理の実施に当たっては、関係機関との密接な連携のもとにこれを行う。

(役職員の役割)

第6条 役職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、協力して災害の防止、復旧等の諸活動を適切に行うものとする。

第2章 平常時における危機管理

(危機管理委員会)

第7条 学長は、法人における危機管理の実施に関し必要な事項を審議するため、国立大学法人大分大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項（第10条に規定する危機対策本部（以下「全学対策本部」という。）の所掌に係るものを除く。）を審議する。

(1) 危機管理体制に関すること。

(2) 危機管理基本マニュアルに関すること。

(3) 役職員、学生及び関係者への啓発・訓練に関すること。

(4) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。

(5) その他危機管理に関し必要な事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

- (2) 学長が指名する理事 5人
- (3) 学部長
- (4) 学術情報拠点長
- (5) 附属病院長
- (6) 事務局長
- (7) 総務部長
- (8) その他学長が必要と認めた者

4 前項第8号の委員は、学長が任命する。

5 第3項第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

9 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

10 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(危機管理に関する啓発・訓練)

第8条 学長は、役職員、学生及び関係者に対して、危機管理に関する啓発・訓練を定期的を実施する。

第3章 緊急時における危機管理

(危機に関する報告)

第9条 役職員及び学生は、緊急に対処すべき危機の発生を認識した場合又は発生するおそれがあることを認識した場合は、直ちに、学長、理事又は部局長に報告しなければならない。

(全学対策本部)

第10条 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全学的立場で組織的かつ集中的に重大な危機への対処の必要があると判断する場合は、速やかに当該事態に係る全学危機対策本部（以下「全学対策本部」という。）を設置する。

2 全学対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析
- (2) 危機において必要な対策の決定及び実施
- (3) 役職員、学生及び関係者への危機に関する情報提供
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整
- (5) 危機に関する報道機関への情報提供
- (6) 部局における危機対策本部（以下「部局対策本部」という。）との連携
- (7) その他危機への対応に関し必要な事項

3 全学対策本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長

- (2) 学長が指名する理事 5人
- (3) 学部長
- (4) 学術情報拠点長
- (5) 附属病院長
- (6) 事務局長
- (7) 総務部長
- (8) その他学長が指名する者

- 4 全学対策本部に本部長を置き、学長をもって充て、全学対策本部の業務を統括する。
- 5 全学対策本部に副本部長を置き、危機管理を総括して担当する理事をもって充て、本部長を補佐する。
- 6 本部長は、危機の情報収集等を機動的に行うためのチームを組織することができる。
- 7 全学対策本部及びチームは、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(その他の危機対策)

第11条 全学対策本部を設置しない場合における危機への対応については、関係する理事及び関係する部局長で対応するものとする。

(全学対策本部の権限)

- 第12条 全学対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。
- 2 役職員、学生及び関係者は、全学対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 全学対策本部は、その事案処理に当たり、緊急を要する等やむを得ない場合において、役員会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「役員会等」という。）の審議を含め、法人の内部規則等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、全学対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

(部局対策本部)

- 第13条 部局長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、当該部局に部局対策本部を設置するものとする。
- 2 部局対策本部の組織及び業務並びに緊急連絡体制等の必要な事項は、部局長が別に定め、部局の職員、学生及び関係者に周知するものとする。
- 3 部局対策本部は、部局長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(情報管理)

第14条 危機に対処する全学対策本部及び部局対策本部の構成員並びに関係する役職員は、適切な情報管理に努めなければならない。

第4章 事後対応

(災害復旧)

第15条 学長は、全学対策本部解散後、必要な場合は、速やかに災害復旧に当たらなければならない。

2 学長は、災害復旧に当たり、電気、ガス、水道、情報通信インフラ等の確保及び早期復旧に努め、速やかに教育及び研究活動を再開するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学生に対する教育環境の整備
- (2) 役職員に対する勤務環境の整備
- (3) 施設、設備及び土地の確保
- (4) 備品等の調達及び修繕
- (5) その他災害復旧に必要な措置

(二次災害の防止)

第16条 学長は、災害復旧に当たり、建物等の倒壊の恐れがある危険区域の発見に努めるとともに、状況に応じて立入禁止等の安全措置を講じる等、二次災害の防止に努めなければならない。

第5章 その他

(避難住民の受入れ)

第17条 学長は、地方公共団体等から住民の緊急避難場所として要請があった場合又は近隣の住民が緊急に避難してきた場合は、可能な限り、適切な施設を緊急避難場所として提供する。

(学長への報告)

第18条 学長は、役職員及び学生が事件又は事故を起こした場合であって、措置を講じる必要があると認めるときは、当該役職員及び学生に報告を求めることができるものとする。

(事務)

第19条 委員会及び全学対策本部の事務は、総務部総務課において処理する。

2 部局対策本部の事務は、部局長が指定するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 附属病院における災害対策については、この規程にかかわらず、附属病院が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年2月23日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第6条第3項第8号の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 国立大学法人大分大学における危機管理体制に関する要項(平成18年3月27日制定)は、廃止する。

附 則(平成24年規程第72号)

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則（平成２５年規程第５４号）

- １ この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ 国立大学法人大分大学防災規程（平成１８年規程第１９号）は、廃止する。

附 則（平成２５年規程第７５号）

この規程は、平成２５年１２月２５日から施行する。

附 則（平成２９年規程第６１号）

この規程は、平成２９年１０月３日から施行する。

附 則（平成３１年規程第７号）

この規程は、平成３１年３月２２日から施行する。

附 則（令和２年規程第３号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年規程第６３号）

この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第２２号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。